

日野市子ども権利条例(素案)

ご意見をお聴かせください

市では、市及び市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障を進め、子どもにとって一番良いことを最優先に考えるま
ちをつくるために、「日野市子ども権利条例」の制定に向けて
の検討を進めています。その条例の素案をまとめましたので、
皆さんのご意見をお聴かせください。

(子育て課)

「日野市子ども権利条例」
は、3年余りの時間をかけて
市役所庁内プロジェクトチ
ームや、参加をしたいと思います
て集まった市民によるおとな
会議、こども会議で検討を重
ねてきました。平成17年10月
にプロジェクトチームとおと
な会議による条例案(市の法
律)と各条文の解説が完成
しました。

今回、皆さんからご意見を
いただく素案は、このプロジ
ェクトチームとおとな会議が
作成した案をもとに作成した
ものです。

今後は、お寄せいただいた
ご意見を参考にしてさらに検
討をおこない、最終的な条例
案を市議会に提出する予定で
す。また、お寄せいただいた
ご意見などの内容は、それら
に対する市の考え方と併せ
て、市ホームページなどで公
表します。

「日野市子ども権利条例(素案)」の概要

●日野市における子どもの権
利に関する基本理念を定め、
市及び市民が一人ひとりの子
どもの権利を尊重し、保障を

すすめることで、子どもの幸
福を実現することを目的と
し、基本理念や市やおとな、
子ども等の責務を明らかにし
ています。

・子どもは、ひとりの人間と
して、人格や個性が尊重され
ることを基本理念とします。
・市は、子どもの権利を尊重
し、あらゆる施策を通してそ
の保障に努めなければなりま
せん。

・おとなは、子どもの権利に
ついて理解を深め、その保障
に努めなければなりません。
・子どもは、発達状況に応
じて、権利を正しく理解し、
基本的な社会のルールを守る
よう努めなければなりません。

●子どもは、「児童憲章」及び
「児童の権利に関する条約」
の理念に基づくすべての権利
が保障されることが書かれて
います。具体的には、次の子
どもの権利が保障されること
が条文に書かれています。

- ・生きる権利
- ・育つ権利
- ・守り、守られる権利
- ・参加する権利

●子どもが権利侵害その他の
不利益を受けた場合に安心し
て容易に相談・救済を求める
ことができる子どものための
オンブズパーソンの仕組みづ
くりをすすめます

●子どもの権利保障に資する
施策の推進、推進計画の策
定、推進体制の整備
・子どもに関する施策の推進
に際し、子どもの権利の保
障が総合的かつ計画的に実施
されるように、推進計画を策
定します。

・子どもの権利を保障するた
め、公募の市民を含む「日野
市子どもの権利委員会」を設
置します。

素案の内容を見るには

市役所2階子育て課、市立
保育園、児童館、学童クラブ、
七生支所、豊田駅連絡所、市
内各図書館で配布します。ま
た、市ホームページでも見る
ことができます。

ご意見をお聴かせください

この素案に対するご意見
は、9月30日(土)までに、住所、
氏名を記入し、次のいずれか
の方法でお寄せください。ま
た、お子さんからの意見もお
待ちしています。

- ▽郵送 〒191-8686 日野
市役所子育て課
- ▽FAX 0583-41998
- ▽Eメール jidouf@city.hi
no.jp